

資料編 目次

1 山ノ神・深谷モデル林

(1) 路線図（縮尺1/13000）	参考資料 1
(2) 集材範囲区域図【既設路線】（縮尺1/13000）	参考資料 2
(3) 集材範囲区域図【計画路線】（縮尺1/13000）	参考資料 3
(4) 林況	参考資料 4
(5) モデル林における資材量【路網計画なし】	参考資料 5
(6) モデル林における資材量【路網計画あり】	参考資料 6
(7) 試算にかかる前提条件	参考資料 7
(8) モデル区域コスト計算（全体）	参考資料 8
(9) モデル区域コスト計算（計画路線①）	参考資料 9
(10) モデル区域コスト計算（計画路線②）	参考資料10
(11) モデル区域コスト計算（計画路線③）	参考資料11
(12) モデル区域コスト計算（計画路線④）	参考資料12
(13) 傾斜区分図（縮尺1/13000）	参考資料13
(14) モデル林全区域図（縮尺：1/15000）	参考資料14
(15) 連携効果の説明イメージ	参考資料15

2 宮城川モデル林

(1) 路線図（縮尺1/18000）	参考資料16
(2) 集材範囲区域図【既設路線】（縮尺1/18000）	参考資料17
(3) 集材範囲区域図【計画路線】（縮尺1/18000）	参考資料18
(4) 林況	参考資料19
(5) モデル林における資材量【路網計画なし】	参考資料20
(6) モデル林における資材量【路網計画あり】	参考資料21
(7) 試算にかかる前提条件	参考資料22
(8) モデル区域コスト計算（全体）	参考資料23
(9) モデル区域コスト計算（計画路線①）	参考資料24
(10) モデル区域コスト計算（計画路線②）	参考資料25
(11) モデル区域コスト計算（計画路線③）	参考資料26
(12) 傾斜区分図（縮尺1/18000）	参考資料27
(13) モデル林全区域図（縮尺：1/30000）	参考資料28
(14) 連携効果の説明イメージ	参考資料29

3 その他資料

- | | |
|--------------------------------|--------|
| (1) 近中局管内共同施業団地の森林整備状況等 | 参考資料30 |
| (2) 森林共同施業団地（近中局PR版） | 参考資料31 |
| (3) 民国連携・共同施業団地関係通達 | 参考資料32 |
| (4) 准フォレスター研修基本テキスト（H25.6.20版） | 参考資料33 |
| (5) 林業専用道配置のイメージ | 参考資料34 |
| (6) 国有林野施業実施計画図（岡山署） | 参考資料35 |
| (7) 民有林森林計画図（岡山県） | 参考資料36 |
| (8) 国有林野施業実施計画図（和歌山署） | 参考資料37 |
| (9) 民有林森林計画図（和歌山県） | 参考資料38 |

森林共同施業団地の設定について 民国連携による森林・林業の活性化

【森林共同施業団地とは】

地域の森林整備を進めていくためには、個々の森林所有者の取組のみでなく、低コスト林業を目指して、地域の森林所有者と隣接する国有林が一体となって、両者が連携しながら路網を作設したり、この路網を活用した森林整備や木材の協調出荷、販売を実施していくことが有効です。

国有林では民有林との間において、地域における森林、林業の活性化を目的として設定した「森林共同施業団地」において、協調施業、協調販売に民国連携して取り組んでいます。



民有林と連携し、団地内に作設した作業道



フォワーダを活用した搬出



近畿中国森林管理局

森林共同施業団地のメリット

①計画的な路網整備

民有林と国有林が一体的、計画的に路網整備を行うことができます。

②事業コストの低減

民有林と国有林が、林業専用道、森林作業道、土場等の搬出施設を相互利用することができ事業のコストダウンが図られます。

③協調施業、協調販売

協調施業：入札公告に協定相手方の事業数量、期間の記載や発注時期の調整を図ることにより、計画的な事業発注が期待できます。

協調販売：出材時期の調整により、ロットの拡大を図ることができるほか、国有林と連携し、林産物の安定供給システムによる販売を行うことで、安定的な需要（先、量）が確保できます。

④森林環境保全直接支援事業の要件緩和

国有林との森林共同施業団地対象民有林は、国有林と併せて一定の事業規模を満たせば、森林環境保全直接支援事業の対象となります。

森林環境保全直接支援事業の概要

森林施業を集約化して計画的に施業を行う「意欲と実行力のある者」に対し、国から都道府県を通じて直接支援

○補助内容

植付け、保育、除伐等、間伐、森林作業道等に対する補助

○補助対象

森林経営計画の作成が必要（現行森林施業計画＋集約化実施計画でも可）

○補助額

都道府県の定める標準単価の約7割
搬出材積に応じた単価を採用

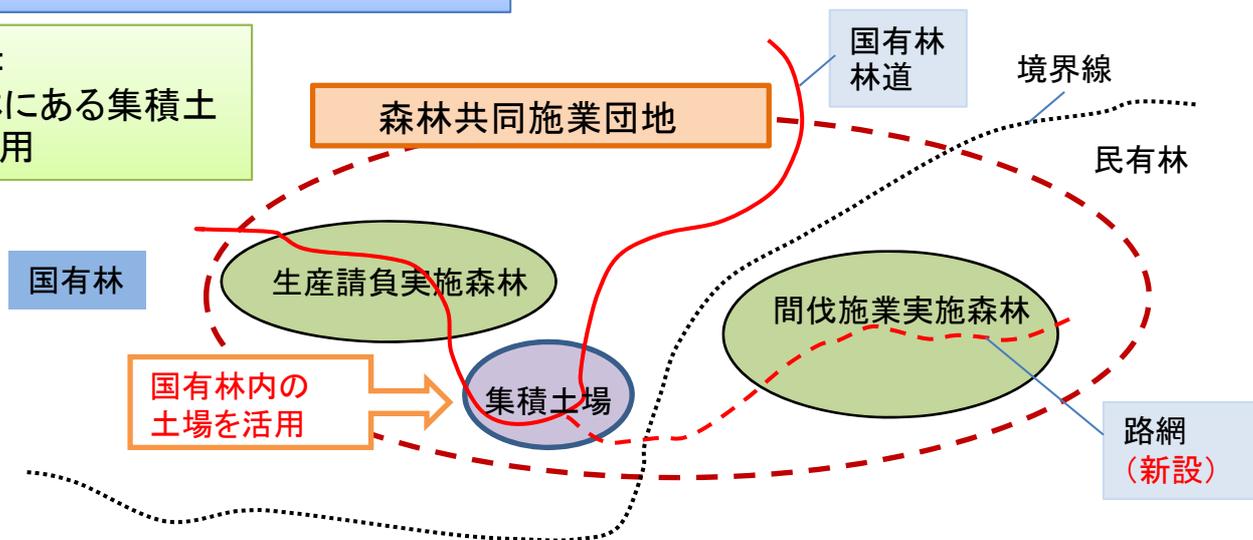
○主な要件

間伐については、5ha以上の集約化と平均10m³/ha以上の搬出が要件

(注) 森林共同施業団地対象民有林において実施される場合は、「間伐又は更新伐ごと」、「補助金の交付申請ごと」に、1森林共同施業団地当たりの**民有林の施行地の面積が2.5ha以上**、か、一体的に実施されたと認められる国有林の施行地との面積の合計が5ha以上、かつ、伐採木の搬出材積が（国有林、民有林それぞれ）**1ha当たり10m³以上**。

森林共同施業団地のメリット

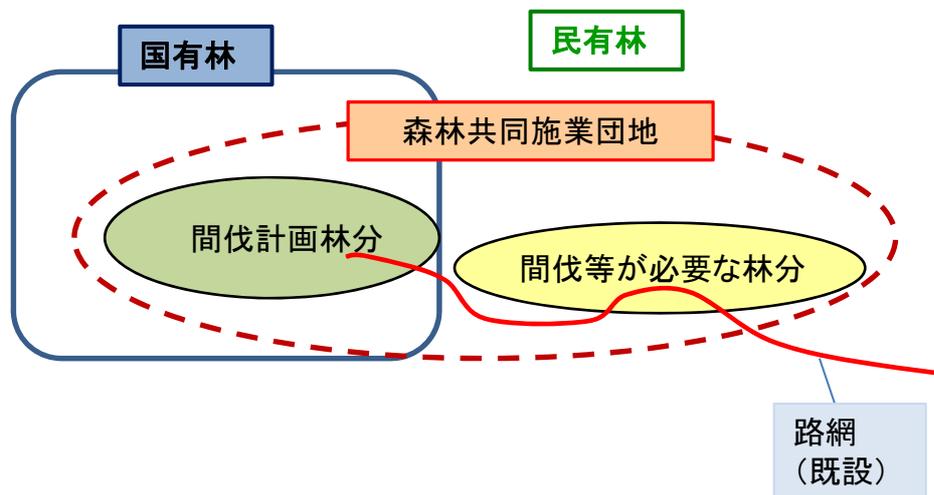
事例1：
国有林にある集積土場を活用



メリット

- ① 民有林内に設置が困難な土場等を国有林を活用
- ② 国有林林道を利用しての出材

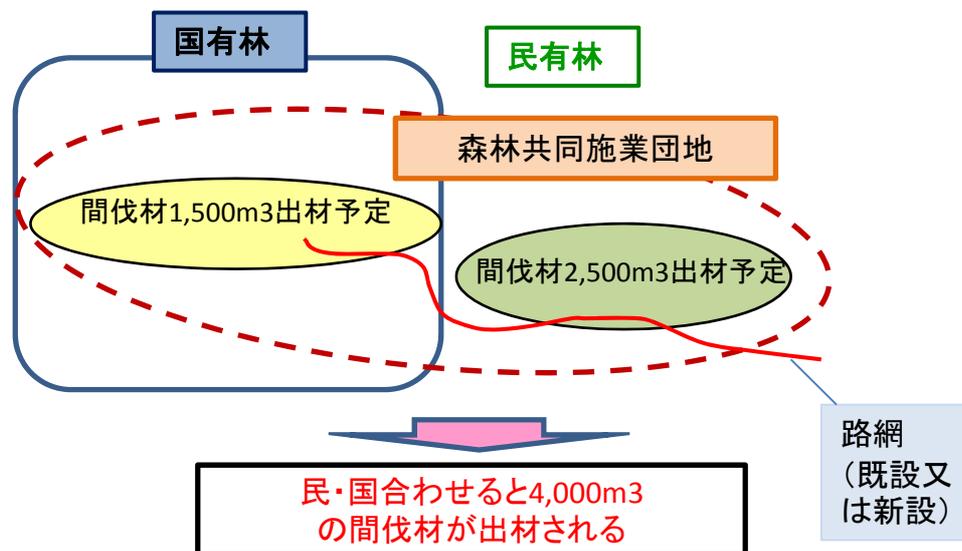
事例2：
民有林で同一地域(路線)における施業の実施が可能となるため、民有林施業の集約化が期待



メリット

- ① 民・国が近隣作業となることで機械移動等の間接経費が削減され、また、事業量がまとまるため、請負事業者にとって民・国両方を請け負うことが有利となり、計画的な事業実行が期待
(なお、請負事業の契約は、民・国の発注形態が異なるため、それぞれ別となる)
- ② 上記①によりコスト削減となれば、請負事業費の抑制となる

事例3:
民国の協調販売による
ロットの拡大により
木材の有利販売



メリット

- ① 民有林と国有林が相談して需用者側のニーズに照らして木材の出荷時期や数量を互いに調整し、協調販売することを市場にPRすれば、一定規模以上を安定的に購入したい複数の大口需要者の買い付けが期待
- ② 民有林及び国有林にとって良い条件を示した買受け希望者へ販売(林産物の安定供給システム)することにより、民有林においても大口需用者との価格交渉が可能となるほか、安定的な需要先の確保につながる(国有林がコーディネート)
- ③ 産地直送方式(上記②)による中間コストの削減が販売価格に反映

参考資料32

○民有林と協調した森林整備等を推進するために森林管理署等が 地方公共団体等との間で締結する協定について

〔平成15年4月22日 14林国経第35号
林野庁長官より各森林管理(分)局長あて〕

【最終改正】平成25年3月26日 24林国管第158号（平成25年4月1日から施行）

国有林野の管理経営に当たっては、森林の流域管理システムの下、民有林関係者との連携に努めてきた中で、近年、国有林と民有林との間で森林施業の一体化を図る団地の設定等により効率的な森林整備等に取り組む動きがみられるようになってきている。民有林と協調して森林整備等を推進していくことは地域振興に資する観点からも重要であり、今後とも、民有林関係者との一層の調整や協力関係の確保が求められるところである。

このため、別添のとおり、「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」を定めたので、適切に対処するよう努めることとされたい。

別添

民有林と協調した森林整備等を推進するための 地方公共団体等との協定の締結要領

第1 趣旨

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位とした森林整備の推進や林業の活性化に向けて、国有林と民有林との連携した取組を推進するとともに、それぞれの地域における森林整備等についての課題やニーズを把握し、これを事業運営に反映させるよう努めてきたところである。

近年、国有林と民有林の間で、森林施業の一体化を図る団地の設定や森林の持つ多面的機能の持続的発揮を目指した取組を協調して行う動きが見られるようになってきている等、国有林と民有林との連携により効率的な森林整備等を推進していく取組に対して関心が高まってきている。豊かな環境づくりや林業の活性化を通じて地域振興に資するという観点からも、民有林と協調して森林整備等を推進していくことは重要であり、民有林関係者との一層の調整や協力関係の確保が求められるところである。

このため、森林管理署、森林管理署支署又は森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）が地方公共団体等との間で森林整備、保全等に関する協定（以下、「森林整備推進協定等」という。）を締結するに当たって、指針とすべき取扱い等を定めることにより、民有林と協調した森林整備等の推進を図るものとする。

なお、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の15に基づく「公益的機能維持増進協定」の取扱いについては、別に定める。

第2 森林整備推進協定等を締結する者

森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長（以下「森林管理署長等」という。）は、民有林と協調した森林整備等を推進するため、市町村長又は民有林関係者との間で森林整備推進協定等を締結することができるものとする。

第3 森林整備推進協定等の取扱い

第2の森林整備推進協定等を締結する場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 協定の内容

協定には、原則として次の事項を定めるものとする。

- ア 協定の目的及び名称
- イ 協定の対象箇所の位置、区域及び面積
- ウ 事業内容
- エ 協定の有効期間
- オ 協定の変更又は破棄
- カ その他必要と認められる事項

(2) (1)に示した協定事項ごとの指針は次のとおりとする。

ア 協定の目的

路網の整備や間伐等を国有林と民有林が連携して実施する団地（以下、「森林共同施業団地」という。）の設定や国有林野における分収林制度の活用等を通じ、森林整備の効率化等に着実に取り組むことにより、対象森林が持つ多面的機能の持続的発揮を図るものとする。

イ 協定の対象箇所

地域管理経営計画（国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項に規定する計画をいう。）等）に示された管理経営の方針を踏まえ、事業の内容に応じて適切に定めるものとする。

森林共同施業団地を設定する場合は、国有林、民有林の双方にとって森林整備の効率化等が図られる森林とする。

ウ 事業内容

(ア) 事業内容は、国有林野施業実施計画（国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第12条に規定する実施計画をいう。）を踏まえ、協定の締結者との十分な調整により定めるものとする。

なお、森林管理局長は、森林管理署長等から要請があり、国有林野の管理経営上有効であると判断した場合は、伐採箇所の追加指定等、国有林野施業実施計画等の変更を行うことができるものとし、森林管理署長等は当該変更を踏まえた事業内容を定めることができるものとする。

また、分収林制度を活用する場合には、森林管理局長は必要に応じて育成複層林施業から育成単層林施業へ施業方法の変更を行う等、事業の円滑な実施に配慮するものとする。

(イ) 森林共同施業団地を設定する場合は、次に掲げる事項を記載した森林整備等実施計画を作成し、協定に定めるものとする。

- a 森林整備を行う森林の区域及び面積
- b 森林整備の目標に関する事項
- c 森林施業の集約化に関する事項
- d 森林施業の方法に関する事項
- e 作業路網その他施設の設置及び維持運営に関する事項
- f 年次別、所管別、事業区分別、区域別の事業計画
- g その他（地域材の需要拡大、下流住民に対する普及啓発又は林業事業体の育成に関する事項等）

(ウ) 森林共同施業団地を設定しない場合は、具体の事業内容に応じ(イ)に準じた事業実施計画を作成し、協定に定めるものとする。

エ 協定の有効期間

対象森林に係る国有林野施業実施計画の計画期間内とし、有効期間の満了に当たっては、森林管理署長等は、協定の相手方と協議の上、更新することができるものとする。

オ 協定の変更又は破棄

森林管理署長等は、協定の相手方と協議の上、協定の変更又は破棄を行うことができるものとする。

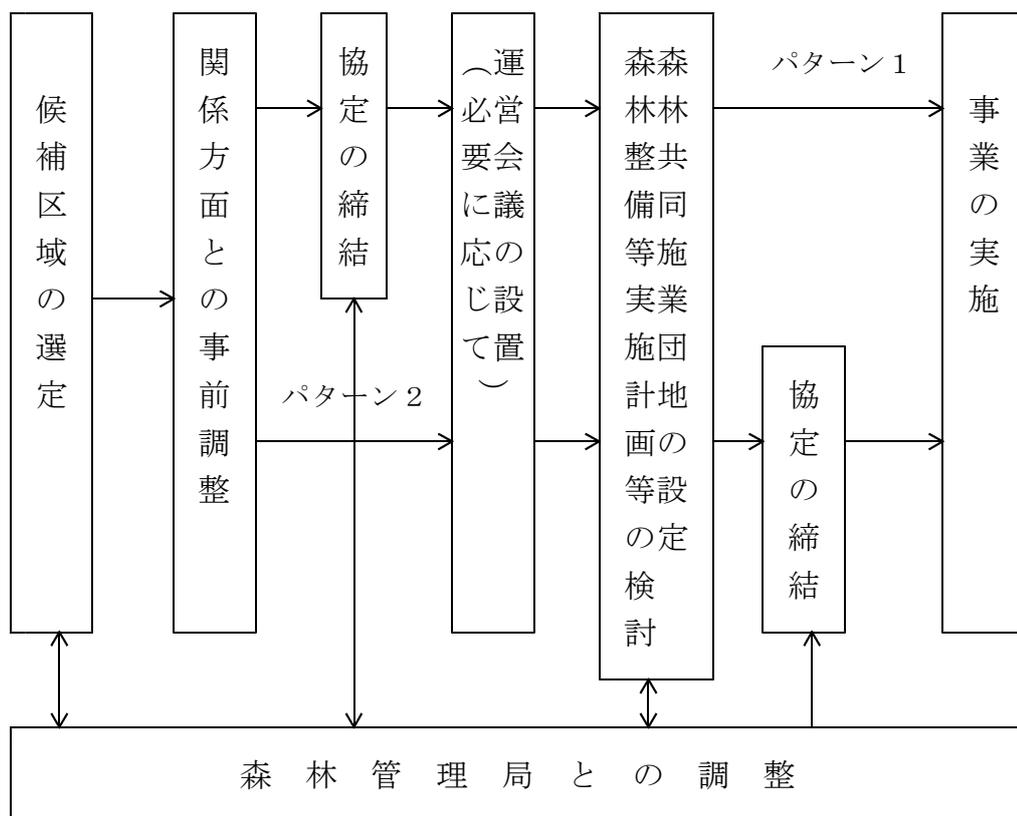
カ その他

(ア) 協定の運営に資するため、必要に応じて、協定の締結者により構成する運営会議を設置することができるものとする。

(イ) 協定に基づく事業の実施に当たっては、森林管理署等は流域森林・林業活性化協議会等を通じて流域森林・林業活性化センター等との調整に努めるものとする。

(3) 協定を締結し、事業を実施するまでの標準的な流れは次の図のとおりとする。

森林管理署等は、各段階において森林管理局と十分な調整を図ることとし、森林管理局においては、関係課間で連携を図り、森林管理署等を適切に指導するものとする。



注：1 パターン1は、協定を締結した後に団地を設定する場合
 2 パターン2は、協定の締結と団地の設定を同時に実施する場合

(4) 協定の締結、変更又は破棄の報告

森林管理署長等は、協定を締結したときにはその協定書の写しを、協定を変更したときにはその変更内容を記載した書面を、協定を破棄したときにはその理由を記載した書面を、それぞれ森林管理局長に提出するものとする。

第4 森林管理局と都道府県との連携

森林管理局長は、協定に基づく民有林と協調した森林整備等を一層推進するため、都道府県知事との間において森林整備等に関する総括的な覚書等を締結することができるものとする。

第5 その他

(1) 森林管理署長等は、協定の目的、内容等に関連する国有林野事業の制度等

の適切な活用を図り、各々の実施要領等に基づいた当該制度の適切な運用に努めるものとする。

- (2) 森林管理署等は、森林施業に係る技術検討会の実施等適切な技術指導等を行うことにより、事業の円滑な実施に努めるものとする。

○森林の流域管理システムの下での国有林野の 管理経営について

平成 11 年 7 月 23 日 11-7
林野庁国有林野部長から各森林管理（分）局長あて

【最終改正】 平成 25 年 3 月 28 日 24 林国管第 169 号
(平成 25 年 4 月 1 日施行)

このことについて、別紙のとおり定めたので通知する。

本通達の施行に伴い、「森林の流域管理システムの下での国有林野事業の運営について」（平成 3 年 7 月 25 日付け 3-22 林野庁業務部長通達）及び「国有林野事業における森林の流域管理システムの推進について」（平成 4 年 11 月 9 日付け 4-8 林野庁業務部長通達）は廃止する。

なお、貴局管内の森林管理署等に対しては、貴職より通知されたい。

森林の流域管理システムの下での国有林野の管理経営について

国有林野事業においては、平成3年度の森林法改正により林政の主要課題とされた流域管理システムの下で、民有林と協調しつつ民有林と同一の森林計画区（以下「流域」という。）を単位に国有林の地域別の森林計画を樹立し、これに従って適切な森林整備を図るとともに、流域森林・林業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）等の自主的な協議の場に積極的に参加し、都道府県、市町村等との密接な連携の下で流域を単位とした森林整備の推進や林業の活性化に向けて先導的な役割を果たすよう努めてきたところである。

国有林野の管理経営に当たっては、流域の課題やニーズの的確な把握、森林計画等の策定のための意見調整、林業事業体の育成等について、民有林関係者等と連携を緊密にして推進することが重要である。

このため、平成10年度の抜本的改革においては、民有林との連携を強化する観点から、流域を単位として国有林野の管理経営に関する計画を策定するとともに、流域を勘案した組織機構に再編するなど体制を整備したところである。

については、抜本的改革の趣旨を踏まえ、活性化協議会等の場を通じて、都道府県、市町村等と緊密な連携を図りつつ、流域管理システムの主要な構成員として、各流域の特性に応じた重点的かつきめ細かな取組を主体的に行うよう、下記について遺憾のないようにされたい。

記

1 国有林の流域管理システムの推進体制について

流域管理システムの一層の推進を図る観点から、次のとおり推進体制を整備し、適切な実施に努めることとする。

(1) 森林管理局の推進体制について

① 流域管理指導官の役割

流域管理指導官は、全国的な見地から国有林野に係る流域管理システムの推進に関する企画、連絡調整等の業務を行う本庁の流域管理指導官及び森林技術指導官と緊密な連携を図りつつ、森林管理局内の流域管理システムの推進に関する企画、連絡調整等の業務を行うこととする。また、森林管理局の流域管理システムに係る対外的な窓口として、都道府県の流域管理システム担当部局と緊密な連携に努めるものとする。

② 森林管理局流域管理推進会議の設置

事業運営等に関する関係課室間の連絡調整を効果的に行うため、森林管理局に「森林管理局流域管理推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置し、定期的を開催することとする。

(ア) 体制

推進会議の基本的な体制は、関係部長等、関係課室長等により構成するものとし、議長は、次長又は業務管理官が務めることとする。ま

た、会議の具体的な構成員は、議長が定めるものとする。

なお、推進会議の事務局は、計画課に置き、技術普及課が補佐するものとする。

(イ) 主な議題

- a 各種協議会等における要望の集約
- b 事業運営等に関する関係課室等間の連絡調整
- c 森林管理署等に対する指導
- d 森林の流域管理システムの推進上参考となる情報の収集及び提供
- e 地域管理経営計画における「森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項」の作成及びこれに基づく年度ごとの取組に係る連絡・調整等の必要な事項
- f 民有林施策に関する情報の関係課等間の共有及び森林管理署等への提供
- g その他森林の流域管理システムの推進を図るために必要な事項

(2) 森林管理署及び森林管理事務所の推進体制について

① 署長、次長及び森林技術指導官等の役割

(ア) 森林管理署長及び森林管理事務所長は、委員として活性化協議会等に積極的に参加し、意見交換や提言、国有林野事業に関する事業量の見通し等の各種情報の提供を行うとともに、国有林に対するニーズの把握に努めることとする。

(イ) 次長及び調整官は、森林技術指導官と連携して流域管理に関する業務に係る森林管理署内又は森林管理事務所内の調整を行うこととする。

(ウ) 森林技術指導官は、森林管理局の流域管理指導官と緊密な連携を図りつつ、森林管理署又は森林管理事務所の流域管理システムの推進に係る企画、連絡調整に関する業務を行うこととし、特に森林管理署又は森林管理事務所の流域管理システムに関する対外的な窓口の役割を担うこととする。また、活性化協議会の部会等の委員として協議に積極的に参加することとする。

② 流域内の森林管理署と支署等間の連絡調整

複数の森林管理署がある流域や支署等が置かれている流域にあっては、流域内の森林管理署間及び森林管理署と支署等との間で、次の事項等について緊密な連絡調整を行うこととし、その体制の充実に努めることとする。

(ア) 活性化協議会及びその部会等に関する各種資料の作成に係る連絡調整

(イ) 活性化協議会及びその部会等に係る関係支署、事務所等との連絡調整

(ウ) 造林、販売等各種事業運営等に関する連絡調整

なお、森林管理署及び森林管理事務所における当該事務は、森林技術指導官が行うこととする。

③ 流域管理連絡会議の設置

流域内の森林管理署間及び森林管理署と支署等間の連絡調整を効果的に行い、流域管理に関する事業運営を円滑に推進するため、必要に応じて、森林管理署において「流域管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置するものとする。

(ア) 体制

連絡会議の基本的な体制は、森林管理署長、支署長等により構成するものとし、議長は、森林管理署長が務めるものとする。また、事務局は、森林技術指導官が担当するものとする。

(イ) 主な連絡調整事項

- a 事業運営等に関する関係森林管理署、支署等間の連絡調整及び情報交換
- b 地域管理経営計画における「森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項」に基づく年度ごとの取組に係る連絡・調整等の必要な事項
- c その他森林の流域管理システムの推進を図るために必要な事項

(3) 支署等の流域管理への対応について

支署等においては、支署長等が森林管理署の森林技術指導官と連携を図りつつ、流域管理の推進に努めるものとする。

なお、支署長等も、活性化協議会等に積極的に参加するものとする。

(4) その他

① 都道府県との連携

森林管理局においては、流域管理システムの一層の推進を図るため、都道府県の流域管理システム担当部局と密接な連絡・調整に努めるものとする。

なお、代表森林管理署及び森林管理事務所においては、都道府県の民有林行政部局との連絡・調整を行うものとする。

② 市町村との連携

森林管理署及び森林管理事務所においては、森林技術指導官が中心となって、流域管理システムの一層の推進を図るため、支署等と連携しつつ、流域内の市町村の森林・林業担当部局と密接な連絡・調整に努めるものとする。

2 活性化協議会等への対応について

(1) 活性化協議会等における対応について

森林の流域管理システムの下で、適切な森林整備と林業・林産業の活性化を図るためには、林業事業体の育成や林業労働力の確保などの多くの課題に対して、民有林との一体的な連携を図る必要があるため、活性化協議会等においては、計画に基づく伐採・造林等の各種事業量や林業事業体の労働力の状況等の情報を積極的に提供するほか、地域の森林整備についての課題やニーズを積極的に把握し、これを事業運営に反映させるよう努め

ること等により、流域管理システムの推進に向けて各流域の特性に応じた取組を積極的に行うよう努めることとする。

また、活性化協議会等への参加に当たっては、森林管理局及び森林管理署等は、都道府県、市町村等と協力して、森林の流域管理システムの推進に資するため必要な助言・指導を行う立場にあることに十分留意し、積極的な対応に努めるものとする。

なお、森林整備を推進するためには、下流の受益者等の森林整備に対する理解と協力を得ることが重要であることから、下流の受益者等の活性化協議会への参加等を促進するよう働きかけるとともに、必要に応じて、農業・建設・環境分野の行政担当部局の者の参加等を促進するよう働きかけることとする。

(2) 流域林業活性化基本方針及び流域林業活性化実施計画の達成に向けた取組について

全ての流域において、流域林業活性化基本方針及び実施計画が策定されているところであり、今後は、実施計画が変更された場合には変更後の計画も含めて、その達成に向けた取組を着実に実施していくことが重要となることから、国有林においても、活性化協議会等を通じて民有林との連携を図りつつ、実施計画の達成に向けて、積極的に取り組む必要がある。

また、流域管理システムの推進を図るため、流域毎の森林の賦存状況や関係者による合意形成の進捗状況に応じて、国有林の果たすべき役割を明確にし、積極的に取り組むこととする。

特に、実施計画に盛り込まれた国有林の取り組むべき事項については、活性化協議会等の場を通じて民有林との連携を図りながら、その具体化に努め、実施段階に至ったものについては、地域管理経営計画等に反映させるなどにより、その着実な実施に努めるものとする。

3 森林計画等の策定のための連絡・調整等について

(1) 地域森林計画の策定等に関する連絡・調整等について

森林法第6条第3項に基づき地域森林計画の策定に当たって都道府県知事から意見を聴かれる場合または同法第7条の2第5項に基づき国有林の地域別の森林計画の策定に当たって関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴く場合等においては、あらかじめ「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日 12林野計第154号（農林水産事務次官依命通知））第5の5の（3）に基づいて連絡調整会議等を開催するなどにより、別表1に掲げる事項等について必要に応じて連絡・調整を行い、相互に調整の図られた計画となるよう努めるものとする。

市町村森林整備計画については、森林・林業の再生に向け市町村行政を支援する観点から、同法第10条の12に基づく市町村からの計画作成に関する協力要請の有無に拘わらず、都道府県との連携を図りつつ、森林管理署等の森林技術指導官が中心となって、その策定のための技術的援助を行うこととする。

また、同法第10条の5第6項又は同条第8項に基づき市町村森林整備計画の策定に当たって市町村長から意見を聴かれる場合及び同法第10条の12に基づき市町村から市町村森林整備計画の達成のため別表2に掲げる事項等の技術的援助その他の必要な協力を求められた場合にも、適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 地域管理経営計画等の策定に当たっての留意事項について

地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画の策定に当たっては、活性化協議会をはじめとした各種協議会等や流域内の市町村等から、国有林の管理経営に対するニーズを積極的に把握し、これらを地域管理経営計画における「森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項」をはじめとする具体の計画に反映させるよう努めるものとする。

4 事業運営等に関する連絡・調整について

国有林野事業においては、地域の森林整備についての課題やニーズを把握し、これを日常的な事業運営等に反映させるよう努めることにより、流域管理システムの推進に向けて、各流域の特性に応じ、積極的に取り組むこととしている。

このため、活性化協議会をはじめとする各種協議会等に積極的に参加するとともに、これらの協議会等において、別表3に掲げる事項等について必要な連絡・調整を行うものとする。

また、流域管理システムの推進に資するため、国有林野事業としても、林業技術等に関する協力、フィールド等の提供、情報等の提供等を通じた民有林への協力を積極的に行うこととし、特に別表4に掲げる事項については、各種協議会等の場において積極的に協力する旨を周知すること等により、相互の協力関係の緊密化に努めるものとする。

具体的には、森林管理署長、森林管理事務所長、支署長及び森林技術指導官等が活性化協議会をはじめ各種協議会等や流域内の市町村等との連絡・調整の場に積極的に参加し、国有林の管理経営に関する各種情報の提供に努めるとともに、各流域の森林整備の課題やニーズの把握に積極的に努めるものとする。

5 地域管理経営計画における「森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項」に基づく取組の推進について

地域管理経営計画における「森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項」に基づく取組に当たっては、地域の実情等を考慮しながら、日常的な事業運営等を通じて推進することを基本とし、森林管理局、森林管理署等の各種事業担当者や都道府県・市町村等担当者との連絡・調整に留意しつつ取り組むよう努めるものとする。

森林計画連絡調整会議における国有林の地域別の森林計画の策定等に関する連絡・調整事項

事 項	連 絡 ・ 調 整 内 容
<p>1 計画内容に関する事項</p> <p>(1) 森林計画の対象森林の区域</p> <p>(2) 森林整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項</p> <p>(3) 計画量</p> <p>(4) 森林施業の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画において、それぞれ計画の対象とする森林を確認する。(特に、売払い済の国有林野や官行造林地の返地等に留意すること。) ・ 機能類型ごとの森林の配置について調整を行う。 ・ 社会的要請を踏まえた流域として指向する森林整備の方向を民有林 ・ 国有林共通の認識として明らかにするとともに、計画樹立の基本的考え方について連絡・調整する。 ・ 原則として、全国森林計画の策定又は変更を行ったときに通知される国有林の伐採立木材積等の広域流域ごとの森林管理局等別の内訳と、当該広域流域及び当該森林管理局等に係る各国有林の地域別の森林計画における計画量の合計を等しくすることとした上で、民有林における計画量、当該森林計画区における森林の構成、林業生産の具体的方向等を勘案しつつ、伐採立木材積、人天別造林面積、開設すべき林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の数量等に係る森林計画区ごとの計画量又は計画量の市町村別内訳について調整する。 ・ 国有林・民有林が相互に整合のとれた森林施業を実施しうるよう、公益的機能別の森林の整備に関する基本的事項の計画内容を実現するための主伐、造林、間伐及び保育のあり方等について連絡・調整する。 ・ 都道府県及び森林管理局等双方が有する森林施業に関する技術情報を交換する。 ・ 国有林と民有林が連携した緑の回廊の設定などについて連絡・調整する。 ・ その他森林計画区内での生物多様性保全に配慮した森林施業等のあり方について連絡・調整する。

事 項	連 絡 ・ 調 整 内 容
(5) 森林施業の合理化の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業事業体の状況、林業機械の普及状況、林道等生産基盤の状況、木材の需給、流通及び加工施設の状況等についての情報を交換する。 ・ 流域における森林整備、林業生産等を民有林と国有林が一体となって推進するための基本的方向、具体的方策等について必要な連絡・調整を行う。
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林道の計画位置について生産性の向上や山村の活性化に資する合理的な路線計画となるよう調整を行う等計画内容に関し必要な連絡・調整を行う。 ・ 地域の森林・林業に多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた対策に関し、必要な連絡調整を行う。
2 計画の実施に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採の実行状況、造林の実行状況、林道開設の実行状況等森林計画の計画事項の実行状況について連絡する。
(1) 森林計画の実行状況	
(2) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林計画の実行を確保するため必要な対応策等計画の実施上必要な事項について協議する。
3 その他必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県及びその出先事務所並びに市町村と森林管理局・森林管理署及び支署等との連携方策等その他必要な事項について連絡・調整等を行う。 ・ 都道府県及びその出先事務所並びに市町村と森林管理局・森林管理署及び支署等との連携方策等その他必要な事項について連絡・調整等を行う。

市町村に対する協力事項

事 項	内 容
<p>1 技術的援助</p> <p>2 その他の必要な協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の関係者とも連携し、市町村が行う森林の現況や地域の要請等の把握に協力 ・ 市町村森林整備計画策定段階におけるゾーニングの方法や林業専用道の図示化の方法、生物多様性の保全等森林の公益的機能の発揮に向けた措置、地域の関係者との合意形成の進め方等についての指導 ・ 森林経営計画認定の際の市町村森林整備計画に適合しているかの確認及び森林施業プランナーへの指導に関する協力 ・ 森林経営計画実行段階に問題がある場合の計画作成者等への指導に関する協力 ・ 国有林野事業における造林・保育・間伐の技術体系及び実施基準の提供、森林施業に係る計画内容に対する技術上の観点からの指導等 ・ 国有林における林業機械を用いた事業実行に関する情報の提供、林業機械に係る計画内容に対する技術上の観点からの助言及び指導等 <p>① 情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業主要施策の現状 ・ 国有林野事業に係る林業請負事業者の現状 ・ 国有林における林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道等の路網の整備状況 ・ 木材の市況動向及び国有林材の供給状況 ・ 国有林野事業における森林施業の実施状況等 <p>② その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林道及び森林作業道等の路網を使用させること ・ 技術水準向上のための研修を行うために国有林を利用させること等

各種協議会等における事業運営等に関する連絡・調整事項

事 項	連 絡 ・ 調 整 内 容
1 造林、林道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・造林事業（分収造林を含む。）を一体的に推進するために必要な調整を行う。 ・林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の路網の整備を一体的、効率的に推進するために必要な調整を行う。
2 治山事業	<ul style="list-style-type: none"> ・治山事業を一体的に推進するために必要な調整を行う。 ・治山効果の積極的なPRを行う。
3 森林の保全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・森林病虫害等の防除を効率的、効果的に実施するために、防除時期、防除方法等について必要な調整を行う。
4 販売事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国産材の安定供給体制の整備や伝統文化財の維持等に必要な木材の供給等を円滑に実施するための連絡・調整を行う。
5 森林空間総合利用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションの森の整備等の森林空間総合利用事業の推進に当たり、地域振興への寄与等に配慮しつつ、必要に応じ地域における土地利用計画、活性化方策等との連絡・調整を行う。
6 林業事業体の育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・林業事業体の育成・強化、優れた林業労働者の確保に資するため、 <ul style="list-style-type: none"> ①国有林野事業の素材生産及び造林の請負契約について、総合評価落札方式の実施や事業実行内容に関する事業成績評定の実施による技能・能力の向上、並びに事業発注の見通しの早期公表による経営の安定強化。 ②事業成績評定による社会保険等への加入促進、労働安全衛生対策及び施工管理体制の強化 ③低コスト作業路網作設技術に関する研修会の開催、路線設計の技術指導等の最新の林業技術の指導・普及促進 ④高性能機械の導入促進が図られるようロットの安定的確保、機械化作業等にも配慮した請負発注等の推進、実用化試験等へのフィールド提供等による機械化の促進 等を、民有林と連携を図りつつ実施する上で必要な調整を行う。

事 項	連 絡 ・ 調 整 内 容
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野事業が民有林に対して行う技術普及、営林相談と林業普及指導員が行う技術指導との連携を図るため、ブロック会議、研修会の合同開催その他必要な連絡・調整を行う。 ・ 国有林野の利活用を通じた、地域の活性化、農林水産業の振興、森林空間を活用した都市と山村との交流促進等の推進に資するため、国有林野の利活用に関する各種情報の交換を行う。 ・ 林業労働力の需給、調整等に関する各種情報の交換を行う。 ・ 技術開発の効率的な実行とその成果の普及定着を図るため、森林総合研究所、林木育種センター等の研究機関が行う研究との連携を図りつつ、技術開発に関する連絡・調整及び情報の収集等を行う。

民有林への協力事項

事 項	内 容	備 考
<p>1. 森林整備の推進に関する協力</p> <p>2. 林業技術等に関する協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林共同施業団地において効率的な森林整備を推進するための <ul style="list-style-type: none"> ① 民有林と国有林とが連結した路網の整備（国が受託する場合を含む）と相互利用 ② 民有林材と国有林材の協調出荷 などを実施。 ・ 公益的機能維持増進協定に基づく民有林における森林施業等の実施 ・ 天然林施業の技術指針等多様な森林施業技術の提供。 ・ 間伐木の選木方法等人工林の管理技術の提供。 ・ 自然環境の保全等に配慮した効果的かつ経済性の高い林道等の開設を行うための路線計画、工法等諸技術の提供。 ・ 荒廃危険地の判定技術、省力森林土木工法等の技術、荒廃地における森林の水土保全機能を向上させるための技術の提供。 ・ 作業能率の向上、労働安全衛生の確保等を図るための集材機等架線、トラクター、チェーンソー、刈払機等機械器具の操作性、安全性に関する技術の提供。 ・ 素材生産の効率的な作業システムの普及・定着のための技術の提供 ・ 民有林関係者の円滑な資格取得を図るため、森林管理局・森林管理署及び支署等が行っている林業機械取扱いのための安全衛生教育や技能講習の受講等の機会を提供。 	

事 項	内 容	備 考
3. フィールド等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有林関係者の各種の林業技術（森林施業計画作成、収穫調査、治山、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道開設、素材生産、森林管理等）の習得のため、森林管理局・森林管理署及び支署等が行っている養成研修等の受講に関し便宜を供与。 また、作業の安全や林業技術の習得のための講師派遣や講習を実施。 ・ 森林環境教育、各種森林イベント、緑の少年団の育成等のためインストラクター、講師等の派遣。 ・ 林業機械の開発を促進するため、特に新たに開発された素材生産、育林等の機械の実用化共同試験の実施や作業システムの確立のための委託調査の実施成果の提供。 ・ 野生鳥獣との共存に向けた具体的な対策とその成果に関する情報を提供。 ・ 林業研修、調査研究等のため、材料、データ及び施業指標林、実験林等のフィールドを提供。 ・ 各種技術検討会の開催におけるフィールドの提供 ・ 「緑の雇用」へのフィールド提供 ・ 森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりなどへのフィールドを提供。 	<p>フィールド等を提供するために貸付の方法による場合には「貸付、分収造林、共用林野等の取扱いについて」（昭和 54 年 3 月 15 日付け 54 林野管第 96 号林野庁長官通達）に従い実施する。</p> <p>協定方式によりフィールドを提供する場合には「協定締結による国民参加の森林づくりについて」（平成 22 年 1 月 25 日付け 21 林国業第 143 号林野庁長官通知）に従い実施する。</p> <p>なお、林業機械の実用化試験を開発機関等の協力を得つつ実施する場合等国有林野事業の一環として事業を実施する場合には、貸付の方法によらないことができる。</p>

事 項	内 容	備 考
<p>4. 情報等の提供</p> <p>5. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業機械の開発（実験）などの技術開発、普及のためにフィールドを提供。 ・ 森林、林業の普及指導事業、現地検討会等の開催のためのフィールドを提供。 ・ 国有林野における森林資源量、伐採計画量等の情報を提供。 ・ 木材の市況、販売、利用の情報を提供。 ・ 森林病虫害発生（SOS）情報を提供。 ・ 安全・安心に係る防災情報等の提供、 ・ 動・植物の生息状況、林道の開設状況、航空写真等の情報を提供。 ・ 請負事業者（造林、素材生産、林道開設等）、林業関係の諸手続きの代行者（林業技術者等）の紹介。 ・ 教材として、ビデオ、スライド、機械器具等を貸与。 ・ 大規模災害発生時に民有林への技術支援等を実施。 ・ 市町村等の治山、林道の災害復旧事業の調査設計等を受託。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「林業機械の実用化試験実施要領について」(平成2年9月4日付け2林野業一第52号林野庁長官通達) に従い実施する ・ 情報等の提供を円滑に実施するため、「緑づくり支援窓口」を活用。